第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	訴訟記録に添付して調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	訴訟記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
第八十七条第一項及び第九十四条第一項	書面又は電磁的方法により	書面で
第八十七条第二項	につき、これを記載した書面の交付又はこれを記録した電磁的記録の提供をするよう	を記載した書面を交付するよう
第八十八条第四項	弁論準備手続に係る電子調書	弁論準備手続の調書
	口頭弁論に係る電子調書に	口頭弁論の調書に
第九十一条第二項	記録させる	記載させる